

## 奈良県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 施行者の名称

大淀町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

吉野三町都市計画下水道事業大淀町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成二年一月十五日から平成三十六年三月三十一日まで

### 四 事業地

変更後の事業地

#### (一) 収用の部分

平成二十二年三月奈良県告示第四百九号のとおり

#### (二) 使用の部分

平成二年一月奈良県告示第五百三十九号、平成五年五月奈良県告示第百十五号、平成七年二月奈良県告示第四百四十二号、平成十三年一月奈良県告示第四百三十八号、平成二十年三月奈良県告示第四百五十六号、平成二十年九月奈良県告示第二百五十号及び平成二十二年三月奈良県告示第四百九号の事業地のうち大淀町大字増口、大字西増、大字比曽、大字北六田、大字新野、大字馬佐、大字越部、大字桧垣本、大字下淵岡崎三丁目及び大字下淵西町三丁目の各一部を削る。